

千葉県災害対策本部運営要綱

第1条 この要綱は、千葉県災害対策本部条例（昭和38年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、千葉県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置及び廃止）

第2条 市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災対策活動を推進するために必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、本部を設置する。ただし、台風における本部の事前設置に関しては、別表第1により市長が決定する。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部を設置した後において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

（本部の組織）

第3条 本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第2項の規定により市長があたるとする。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部員のうち、危機管理監を主管本部員とする。

5 主管本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長の命を受けて本部運営に関する統括、調整及び指示を行うことができる。

6 本部長は、前項に定める者のほか必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

7 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に部を置く。

8 部にその事務を分掌させるため、班を置く。

9 部の名称、部長、班の名称、班長、班等の構成及び事務分掌は、別表第3に掲げるとおりとする。

10 部長は、必要と認めるときは、部に部長を補佐するため副部長を置くことができる。

11 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。

12 班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

（本部員会議）

第4条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（区災害対策本部）

第5条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区役所内に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置く。

2 区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策のため必要がある

と認めるときは、本部が設置されていない場合においても、区本部を設置することができる。この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告するものとする。

- 3 区本部長は、区本部を設置した後において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区本部を廃止する。

(区本部の組織)

第6条 区本部に区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）、区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）及び区災害対策本部員（以下「区本部員」という。）その他の職員を置く。

- 2 区本部長は、区長をもって充て、区副本部長は、副区長をもって充てる。
- 3 区本部員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 区本部長は、前項に定める者のほか必要があると認めるときは、職員のうちから区本部員を任命することができる。
- 5 区本部にその事務を分掌させるため、班を置く。
- 6 班の名称、班長、班の構成及び事務分掌は、別表第5に掲げるとおりとする。
- 7 区本部長は、区本部の事務を統括し、区副本部長、区本部員その他の職員を指揮監督する。
- 8 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 区本部員その他の職員は、区本部長の命を受けて、区本部の事務に従事する。
- 10 班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

(区本部長の任務)

第7条 区本部長は、区の区域内における災害対策の円滑な実施を図るため本部との緊密な連絡調整を行うものとする。

- 2 区本部長は、災害対策のため必要があると認めるときは、区の区域を管轄する土木事務所長、消防署長等に対し、必要な要請を行うことができる。

(区本部員会議)

第8条 区本部に区本部員会議を置く。

- 2 区本部員会議は、区本部長、区副本部長、区本部員及び区本部長が指名する者をもって構成し、区の区域内の災害対策に関し必要な事項について協議を行う。
- 3 区本部員会議は、区本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(防災指令)

第9条 本部長は、千葉市地域防災計画の定めるところにより、職員の非常配備、住民の避難指示その他災害対策を実施するため必要と認めるときは防災指令を発することができる。

(応援職員の派遣)

第10条 部長及び区本部長は、災害対策の実施のため応援職員の派遣を求める必要があると認めるときは、直ちに本部長に要請するものとする。

- 2 本部長は、前項に規定する要請を受けたときは、必要に応じて所要の職員を派遣するものとする。

(本部連絡員)

第11条 部長及び区本部長は、本部との連絡調整を行うため、本部連絡員を指名し、本部事務局に配

置するものとする。

(被害状況等の報告)

第 12 条 部長及び区本部長は、災害が発生したときは、別に定めるところにより、被害状況及び応急対策状況等について、迅速かつ的確に本部長(本部が設置されていない場合にあつては、市長)に報告しなければならない。

(事務局)

第 13 条 本部の運営を速やかに行うため、事務処理機関として本部に事務局を設置する。

2 事務局の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長(危機管理部長)
- (2) 事務局次長(総務局参与)
- (3) 事務局次長補佐(危機管理課長、防災対策課長)
- (4) 事務局員(危機管理課員、防災対策課員及び事務局長が指名した職員)
- (5) 本部連絡員(部長及び区本部長が指名した職員)

3 事務局の事務分掌を行うため、次の係を設置する

- (1) 総合調整係
- (2) 情報集約係
- (3) 被災者・避難所支援係
- (4) 受援統括係
- (5) 物資供給係
- (6) 施設設備係
- (7) 広報係
- (8) 報道係
- (9) 電話受付係

(補 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表第1)

台風における本部の事前設置基準

| | |
|-------|--|
| 台風の勢力 | 本市に最接近時に、960hPa程度以上の勢力が予想されているもの。 |
| 基準 | 台風が接近し、本市が暴風域に入ることが予想されている場合において、台風が最接近する概ね27時間前に、本部の事前設置について検討し、決定する。 |

(別表第2)

本 部 員

| | |
|-------------|-------------|
| 主管本部員：危機管理監 | |
| 総務局長 | 水道局長 |
| 総合政策局長 | 病院事業管理者 |
| 財政局長 | 病院局次長 |
| 市民局長 | 会計管理者 |
| 保健福祉局長 | 教育長 |
| こども未来局長 | 教育次長 |
| 環境局長 | 議会事務局長 |
| 経済農政局長 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 都市局長 | 人事委員会事務局長 |
| 建設局長 | 監査委員事務局長 |
| 消防局長 | |

(別表第3)

本部各部の組織と事務分掌本部各部の組織と事務分掌

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成 (※) | 事務分掌 |
|--------|---------------------------------|--|--|
| 総務部 | | | |
| 総務局長 | 秘書班 (市長公室長) | 秘書課 国際交流課 | 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること 3 要配慮者(外国人)の対策に関すること |
| | 総務班 (総務部長) | 総務課 政策法務課 人事課 給与課 人材育成課 | 1 職員の動員及び配置に関すること 2 災害対策従事職員の食糧等の調達に関すること 3 災害対策従事職員の公務災害補償等に関すること 4 被災職員の援助に関すること 5 本部事務局の協力に関すること |
| | 情報経営班 (情報経営部長) | 業務改革推進課 情報システム課 | 1 電子情報・システム等の保全に関すること |
| 総合政策部 | | | |
| 総合政策局長 | 総合政策班 (総合政策部長) (未来都市戦略部長) | 政策企画課 政策調整課 都市アイデンティティ 推進課 スマートシティ推進課 国家戦略特区推進課 幕張新都心課 | 1 国、県等に関する要望、陳情に関すること 2 災害復旧計画の策定に関すること 3 国、県、都市間の情報収集及び連絡調整に関すること 4 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること 5 特命事項に関すること |
| 財政部 | | | |
| 財政局長 | 財政班 (財政部長) | 資金課 財政課 | 1 災害時の応急財政処置に関すること 2 災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること |
| | 資産経営班 (資産経営部長) | 資産経営課 管財課 契約課 新庁舎整備課 | 1 市有財産の管理及び被害調査に関すること 2 車両等の確保及び配車計画に関すること 3 災害時の庁内対策に関すること(地震) 4 本部の施設に関すること 5 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関すること 6 応急処置の土地収用等に関すること 7 輸送拠点の管理・運営に関すること 8 緊急輸送の実施に関すること 9 石油類燃料の供給の調整に関すること |
| | 税務班 (税務部長) | 税制課 課税管理課 納税管理課 東部市税事務所 西部市税事務所 | 1 建物等の被害状況のとりまとめに関すること 2 被災者に対する市税の減免処置等の指導及び調整に関すること |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成 (※) | 事務分掌 |
|--------|------------------------------------|---|---|
| 市民部 | | | |
| 市民局長 | 市民自治推進班 (市民自治推進部長) | 市民総務課 市民自治推進課 区政推進課 地域安全課 広報広聴課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る相談に関する事 2 市民への災害広報・広聴に関する事 3 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事 4 広報紙誌の編集及び発行に関する事 5 交通安全対策に関する事 6 ボランティア情報の提供に関する事 7 被災者支援に係る各区との調整に関する事 |
| | 生活文化スポーツ班 (生活文化スポーツ部長) | 文化振興課 スポーツ振興課 男女共同参画課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援品・救援物資等に関する事 2 集積場所の管理・運営に関する事 3 災害時の女性専用相談に関する事 |
| 保健福祉部 | | | |
| 保健福祉局長 | 保健福祉総務班 (保健福祉局次長) | 保健福祉総務課 保 護 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策の総合調整に関する事 |
| | 健康福祉・医療衛生班 (健康福祉部長) (医療衛生部長) | 地域福祉課 地域包括ケア推進課 健康推進課 健康支援課 医療政策課 健康保険課 生活衛生課 保健所 環境保健研究所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 2 義援金に関する事 3 ボランティアセンター等の支援に関する事 4 被災者の医療、助産、救護に係る各区との調整に関する事 5 医療品及び衛生資材等の確保に関する事 6 防疫活動に関する事 7 死体等の処理に関する事 8 飲料水及び食品の衛生に関する事 9 医療機関との調整に関する事 10 初動医療体制に関する事 11 動物救護活動等の実施に関する事 12 各区の保健医療班の活動支援に関する事 13 医療救護等に係る公的機関、ボランティア等の受入れ及び各区への派遣調整に関する事 14 拠点救護所（総合保健医療センター）の開設及び運営に関する事 15 要配慮者（難病患者・妊産婦）の対策に関する事 |
| | 高齢障害班 (高齢障害部長) | 高齢福祉課 介護保険管理課 介護保険事業課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課 精神保健福祉課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者（高齢者・障害者）の対策に関する事 2 社会福祉施設の対策に関する事 |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成(※) | 事務分掌 |
|---------|---------------------|---|--|
| こども未来局長 | こども未来部 | こども企画課 健全育成課 こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所 | 1 要配慮者（乳幼児、災害孤児等）の対策に関すること 2 社会福祉施設の対策に関すること 3 災害時保育に関すること 4 初動医療体制に関すること |
| | こども未来班 (こども未来部長) | | |
| 環境局長 | 環境部 | 環境総務課 環境保全課 環境規制課 脱炭素推進課 | 1 環境保全の総合調整に関すること 2 大気汚染、水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること 3 公害健康被害被認定者の対策に関すること |
| | 環境保全班 (環境保全部長) | | |
| 環境局長 | 資源循環部 | 廃棄物対策課 収集業務課 廃棄物施設維持課 廃棄物施設整備課 産業廃棄物指導課 | 1 ごみの処理計画、収集・処理に関すること 2 し尿の処理計画、収集・処理に関すること 3 清掃施設の災害予防及び災害復旧に関すること 4 関係業者の指導及び連絡調整に関すること 5 災害廃棄物の処理に関すること |
| | 資源循環班 (資源循環部長) | | |
| 経済農政局長 | 経済農政部 | 経済企画課 雇用推進課 産業支援課 企業立地課 観光MICE企画課 観光プロモーション課 | 1 中小企業の災害復旧資金融資及び金融相談に関すること 2 中小企業の経営相談に関すること 3 緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関すること 4 商工業関係の被害調査に関すること 5 地方卸売市場の災害予防及び応急復旧に関すること |
| | 経済班 (経済部長) | | |
| 経済農政局長 | 農政部 | 農政課 農地活用推進課 農政センター | 1 農作物、家畜等の被害調査及び被災者の救援に関すること 2 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること 3 農業用井戸の活用に関すること 4 農道・農業用排水路の災害復旧に関すること |
| | 農政班 (農政部長) | | |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成(※) | 事務分掌 |
|------------------|--------------------------|---|--|
| 都 市 局 長 | 都 市 部 | | |
| | 都 市 班 (都市部長) | 都 市 総 務 課 都 市 政 策 課 都 市 計 画 課 交 通 政 策 課 都 心 整 備 課 市 街 地 整 備 課 都 市 安 全 課 | 1 災害復興に係る都市計画に関すること 2 鉄道、モノレール、バスその他都市交通関係機関との連絡調整に関すること 3 土地区画整理施行地区内の防災対策に関すること 4 港湾関係機関との連絡調整に関すること 5 被災宅地危険度判定の実施に関すること |
| | 建 築 班 (建築部長) | 建 築 管 理 課 住 宅 政 策 課 住 宅 整 備 課 住 宅 地 課 建 築 指 導 課 建 築 情 報 相 談 課 営 繕 課 建 築 設 備 課 | 1 市有建築物の災害復旧に関すること 2 市有施設等の電気設備及び機械設備の災害復旧に関すること 3 応急仮設住宅の建設・管理に関すること 4 災害公営住宅の建設に関すること 5 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関すること 6 災害復興住宅資金融資に関すること 7 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 8 開発行為及び宅地造成に関する安全確認に関すること 9 被災市街地の建築制限に関すること |
| | 公 園 緑 地 班 (公園緑地部長) | 緑 政 課 公 園 管 理 課 公 園 建 設 課 動 物 公 園 | 1 公園施設等の災害復旧に関すること |
| 建 設 局 長 | 建 設 部 | | |
| | 土 木 班 (土木部長) | 建 設 総 務 課 土 木 管 理 課 土 木 保 全 課 技 術 管 理 課 路 政 課 中央・美浜土木事務所 花見川・稲毛土木事務所 若葉土木事務所 緑土木事務所 | 1 緊急輸送道路などの通行確保に関すること 2 道路、橋りょう等の道路施設の災害復旧に関すること |
| | 道 路 班 (道路部長) | 道 路 計 画 課 道 路 建 設 課 街 路 建 設 課 自 転 車 政 策 課 | |
| | 下 水 道 企 画 班 (下水道企画部長) | 下 水 道 経 営 課 下 水 道 経 理 課 下 水 道 営 業 課 総 合 治 水 課 | 1 公共下水道の災害復旧に関すること 2 下水処理場及びポンプ場等の災害復旧に関すること 3 都市下水路、排水路及び農業集落排水施設の災害復旧に関すること |
| | 下 水 道 施 設 班 (下水道施設部長) | 下 水 道 整 備 課 雨 水 対 策 課 下 水 道 維 持 課 下 水 道 施 設 建 設 課 | 4 水門等の警戒及び操作に関すること 5 河川の災害予防及び復旧に関すること 6 土砂災害対策（急傾斜地崩壊）に関すること |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成 (※) | 事務分掌 |
|----------------------|--|--|--|
| 消 防 部 | | | |
| 消 防 局 長 | 総 務 班 (総務部長) | 総 務 課 人 事 課 施 設 課 消 防 学 校 | 1 職員の食糧及び燃料等の調達に関すること 2 職員の公務災害補償等に関すること 3 消防団との連絡調整に関すること 4 市災害対策本部との連絡調整に関すること 5 報道機関との連絡調整及び情報提供に関すること |
| | 警 防 班 (警防部長) | 警 防 課 救 急 課 指 令 課 航 空 課 | 1 災害及び火災の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び被災者の救助に関すること 3 災害情報の収集及び伝達に関すること 4 消防相互応援及び緊急消防援助隊に関すること |
| | 予 防 班 (予防部長) | 予 防 課 指 導 課 | 1 火災に因る被害状況の調査及び伝達に関すること 2 危険物製造所等への情報提供及び指導に関すること 3 危険物の監視警戒に関すること |
| | 中 央 消 防 隊 (中央消防署長) | 中 央 消 防 署 蘇 我 出 張 所 宮 崎 出 張 所 生 浜 出 張 所 臨 港 出 張 所 | 1 災害及び火災の予防、警戒及び防ぎよに関すること 2 救急及び被災者の救助に関すること 3 災害情報の収集及び伝達に関すること 4 消防団との活動連携に関すること 5 区災害対策本部との連絡調整に関すること 6 関係機関との活動連携に関すること |
| | 花 見 川 消 防 隊 (花見川消防署長) | 花 見 川 消 防 署 幕 張 出 張 所 畑 出 張 所 作 新 台 出 張 所 | |
| | 稲 毛 消 防 隊 (稲毛消防署長) | 稲 毛 消 防 署 西 千 葉 出 張 所 | |
| | 若 葉 消 防 隊 (若葉消防署長) | 若 葉 消 防 署 桜 木 出 張 所 大 宮 出 張 所 都 賀 出 張 所 泉 出 張 所 殿 台 出 張 所 | |
| | 緑 消 防 隊 (緑消防署長) | 緑 消 防 署 誉 田 出 張 所 土 気 出 張 所 越 智 出 張 所 あ す み が 丘 出 張 所 | |
| | 美 浜 消 防 隊 (美浜消防署長) | 美 浜 消 防 署 高 浜 出 張 所 打 瀬 出 張 所 | |
| 水 道 部 (水道局長) | 水 道 総 務 課 | 1 飲料水の確保に関すること 2 水道施設の災害復旧に関すること 3 応急給水の調整に関すること | |
| 病 院 部 (病院事業管理者) | 経 営 企 画 課 管 理 課 市 立 青 葉 病 院 市 立 海 浜 病 院 | 1 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救護活動に関すること | |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

| 部長 | 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成(※) | 事務分掌 |
|-------|--------------------|---|--|
| 会計部 | | | |
| 会計管理者 | 会計班 (会計室長) | 会計室 | 1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害時の現金の保管に関する事 3 義援金の受け付け・保管に関する事 |
| 教育部 | | | |
| 教 | 教育総務班 (教育総務部長) | 総務課 企画課 教育職員給与課 教育施設課 | 1 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する事 2 被災職員の援助に関する事 3 教育関係物品の調達及び業者との連絡調整に関する事 4 学校施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 学校施設等の避難所開設に関する事 |
| 育 | 学校教育班 (学校教育部長) | 学事課 教育改革推進課 教育指導課 教育支援課 保健体育課 | 1 児童・生徒の避難計画に関する事 2 応急授業対策に関する事 3 学用品等の給与に関する事 4 学校及び保護者との連絡に関する事 5 休校処置に関する事 6 炊き出し設備等の運用に関する事 7 児童・生徒の保健に関する事 |
| 長 | 生涯学習班 (生涯学習部長) | 生涯学習振興課 文化財課 中央図書館 | 1 文化財の被害調査及び災害復旧に関する事 2 関係団体の協力要請に関する事 3 公民館の避難所開設に関する事 |
| 議会部 | (議会事務局長) | 総務課 議事課 調査課 | 1 災害に係る議会活動に関する事 2 議員との連絡調整に関する事 |
| 第1協力部 | (選挙管理委員会事務局長) | | 1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事 |
| 第2協力部 | (人事委員会事務局長) | | 1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事 |
| 第3協力部 | (監査委員事務局長) | 行政監査課 財務監査課 | 1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事 |
| | 各班に共通する事務 | | 1 所管施設の安全確認、災害予防及び災害復旧に関する事 2 来訪者・入所者等の安全確保と避難誘導に関する事 3 周辺の被害状況調査に関する事 4 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事 5 各班の庶務に関する事 6 本部、区本部及び部内各班との連絡調整に関する事 7 各班等の職員の動員、配備に関する事 8 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関する事 9 関係機関との連絡調整に関する事 |

※「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

| 部・班の名称 (班長となる者) | 班等の構成 (※) | 事 務 分 掌 |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">本部事務局 (危機管理部長)</p> | <p>危機管理課 防災対策課 秘書課 総務課 政策法務課 人事課 人材育成課 業務改革推進課 情報システム課 政策調整課 市民自治推進課 区政推進課 広報広聴課 生活文化スポーツ部 管財課 新庁舎整備課 保健福祉総務課 地域福祉課 経済企画課 交通政策課 住宅政策課 本部連絡員</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部の開設及び廃止に関する事 2 本部員会議の運営に関する事 3 防災指令その他本部長命令の伝達に関する事 4 他との連絡調整に関する事 5 本部の庶務的業務に関する事 6 災害関連情報の収集・伝達に関する事 7 本部及び本部事務局の設営に関する事 8 通信回線・通信機器の確保に関する事 9 防災行政無線、地域防災無線の運用・統制に関する事 10 報道機関への情報提供及び報道要請に関する事 11 市民・関係機関等からの問合せ対応に関する事 12 国・県等に対する要請に関する事 13 帰宅困難者対策に関する事 14 被災者及び避難所支援に関する事 15 災害救助法に基づく救助事務に関する事 16 災害救助法適用に関する内閣府及び県との総合調整 17 事務分掌に規定のない事項の差配に関する事 |

(別表第4)

区 本 部 員

| | |
|------------|----------|
| 総務課長 | 高齢障害支援課長 |
| 地域づくり支援課長 | こども家庭課長 |
| 市民総合窓口課長 | 社会援護課長 |
| 区政事務センター所長 | 健康課長 |
| 保健福祉センター所長 | |

(別表第5)

区本部の組織及び事務分掌

| 班の名称 (班長となる者) | 班等の構成(※) | 事 務 分 掌 |
|---------------------------|--|--|
| 総 務 班 (総 務 課 長) | 総 務 課 直 近 要 員 (区役所担当職員) | 1 区本部職員の動員に関する事 2 応援職員の要請に関する事 3 他都市応援職員の受入れに関する事 4 所管施設の管理保全に関する事 5 所管車両の管理運用に関する事 6 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 7 区本部の庶務に関する事 8 区本部職員の厚生に関する事 9 事務分掌に規定がない事項の差配に関する事 |
| 本 部 班 (地域づくり支援課長) | 地域づくり支援課 直 近 要 員 (区役所担当職員) | 1 区本部の設置・閉鎖及び運営に関する事 2 区の災害対策の総合調整に関する事 3 区本部長命令の伝達に関する事 4 市本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事 5 区本部各班の連絡調整に関する事 6 災害情報の統括に関する事 7 警戒区域の設定に関する事 8 避難指示に関する事 9 防災行政無線等の管理・運用に関する事 10 災害に係る相談に関する事 11 帰宅困難者対策に関する事 |
| 被 災 者 支 援 班 (市民総合窓口課長) | 市民総合窓口課 (区政事務センターを含む) 直 近 要 員 (区役所担当職員) | 1 被害状況の調査に関する事 2 災害情報及び応急対策実施状況の収集及び報告に関する事 3 警戒区域設定の伝達に関する事 4 避難指示の伝達に関する事 5 災害時のパトロールに関する事 6 災害情報の広報に関する事 7 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 8 所管施設の管理保全に関する事 9 地区連絡所の運営に関する事 10 住宅の被害認定調査に関する事 11 避難者の誘導及び収容に関する事 12 避難者の安全確保に関する事 13 在宅の災害時要配慮者対策に関する事 14 行方不明者の捜索受け付け等に関する事 15 安否情報の提供に関する事 16 応急仮設住宅の入居受け付け等に関する事 17 り災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関する事 18 義援金の受入れに関する事 19 災害見舞金等の支給に関する事 |

※1 「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

※2 直近要員とは、千葉県地域防災計画で定める基準により、区役所・救護所・避難所に参集し、区本部・避難所の運営等を行う職員をいう。

なお、市税事務所の職員(市税事務所の所長及び課長並びに市税出張所の所長を除く。)は、本部班及び被災者支援班の直近要員に充てる。

| 班の名称 (班長となる者) | 班等の構成 (※) | 事 務 分 掌 |
|-----------------------------|---|---|
| 避 難 所 班 (保健福祉センター所長) | 保健福祉センター (健康課を除く) 直 近 要 員 (避難所担当職員) | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等の開設及び管理・運営に関する事 2 避難者の安全確保に関する事 3 食糧及び救援物資等の受入れ及び配布に関する事 4 避難者への情報提供及び相談に関する事 5 ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事 6 在宅の災害時要配慮者対策に関する事 7 安否情報の収集に関する事 8 救援物資の輸送に関する事 9 応急給水に関する事 |
| 保 健 医 療 班 (保健福祉センター健康課長) | 保健福祉センター (健 康 課) 直 近 要 員 (救護所担当職員) | <ol style="list-style-type: none"> 1 区における被災者の医療、助産、救護に関する事 2 救護所の開設及び運営に関する事 3 避難所・仮設住宅及び地域での健康保持活動、精神保健活動に関する事 4 医薬品及び衛生資材等の確保に関する事 |
| 各班に共通する事務 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の安全確認に関する事 2 来庁者の安全確保と避難誘導に関する事 3 周辺の被害状況調査に関する事 4 各班の庶務に関する事 |

※1 「班等の構成」には1類の事業所・教育機関まで記載(2類・3類についても構成に含む)

※2 直近要員とは、千葉市地域防災計画で定める基準により、区役所・救護所・避難所に参集し、区本部・避難所の運営等を行う職員をいう。

なお、市税事務所の職員(市税事務所の所長及び課長並びに市税出張所の所長を除く。)は、本部班及び被災者支援班の直近要員に充てる。